

令和4年度

行政監査の結果に関する報告

(監査期間：令和4年10月19日から令和5年3月27日まで)

〔災害時の応急物資の備蓄及び管理について〕

令和5年3月28日提出

郡山市監査委員

4郡監査第1121号

令和5年3月28日

郡山市議会議長

郡山市長

郡山市監査委員 藤橋桂市

郡山市監査委員 橋本勉

郡山市監査委員 久野三男

郡山市監査委員 栗原晃

令和4年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和4年度 行政監査の結果に関する報告

目 次

第1	準拠基準	1
第2	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の主な実施内容	2
7	監査の日程及び実施場所	2
第3	監査の結果	2
1	応急物資の備蓄及び管理の概要について	3
2	改善又は検討を要する事項（指摘事項）	16
第4	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	17

令和4年度 行政監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2 監査のテーマ

災害時の応急物資の備蓄及び管理について

3 監査の目的

東日本大震災から12年を経過した現在においても、市内で震度5強を観測する地震や、水害の発生など、自然災害による猛威は市民の生命や財産を脅かし続けている。また、コロナ禍にある現状においては、避難所運営における感染症対策が喫緊の課題となっている。

応急物資については、災害発生初期において迅速かつ適正に被災者へ提供されるべきものであることから、その備蓄や管理について検証することにより、行政の効率化や市民サービスの向上に資することを目的とする。

4 監査の対象

(1) 対象事務

応急物資の備蓄及び管理に関する事務

(2) 対象部局

総務部

5 監査の着眼点

- (1) 応急物資の備蓄及び管理は適切に行われ、計画的に整備されているか。
- (2) 感染症対策を念頭に置いた備蓄がなされているか。
- (3) 備蓄品倉庫等の配置状況、管理体制等は適正か。
- (4) 応急物資に係る流通備蓄の協定内容は適切か。
- (5) 市民への家庭内備蓄に対する啓発は十分に行われているか。

6 監査の主な実施内容

応急物資の備蓄及び管理に関する調査票及び関係書類の提出を求め、監査の着眼点に基づき書類の調査を行うとともに、必要に応じ応急物資の保管状況等の現地調査を行った。

7 監査の日程及び実施場所

(1) 日程

- ア 監査の期間 令和4年10月19日から令和5年3月27日まで
- イ 実査 令和4年11月29日

(2) 実施場所

- ア 監査 監査委員室
- イ 実査 開成山陸上競技場備蓄品倉庫及び本庁舎北備蓄品倉庫

(3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和5年3月27日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査した結果、**改善又は検討を要する事項（指摘事項）があったので必要な措置を講じられたい。**

1 応急物資の備蓄及び管理の概要について

(1) 郡山市地域防災計画について

甚大な被害をもたらした平成23年の東日本大震災以降においても、令和元年東日本台風による水害や、令和3年2月に震度6強、令和4年3月には震度5強を観測する福島県沖地震による災害が発生するなど、近年の自然災害は頻発・激甚化している。このような災害の脅威に柔軟に対応し、強靱なまちづくりを推進するには、防災・減災に関する施策の継続が不可欠である。

本市においては、災害対策基本法に基づき郡山市防災会議が作成する「郡山市地域防災計画」（以下、「防災計画」という。）により、本市及び郡山地方広域消防組合をはじめとした防災関係機関における災害予防、災害応急対策、災害復旧及び大規模地震対策に関する事項を定め、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとしている。

(2) 応急物資の備蓄について

防災計画では、消防、水防、除雪関連の災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材の整備について定めており、備蓄されたものについては災害時にその機能を有効かつ適切に発揮できるよう常時点検するとともに、備蓄できないものについては事業者等と調達について協議し、入手方法を確立することとしている。

さらに、発災直後には流通の混乱により一時的に市民の食料、生活必需品等が不足することが予想され、それらの応急物資の適切な備蓄及び調達を次のとおり図っている。

防災計画 第3章 災害予防計画 第4節 資機材等の備蓄及び点検整備計画から引用

公的備蓄

市は、災害時に備え現物備蓄が必要なものについて、「郡山市非常用備蓄品に関する整備基準」に基づき計画的に備蓄を実施するとともに、適正な品質の管理及び補充を実施する。

流通備蓄

民間の流通業者等からの物資調達については、在庫等の流通備蓄の活用が可能であり、また、それらの物資の性質上、流通在庫が望ましい物資等については、各業者と事前に必要となる物資に関する「災害時供給協力協定」を締結し、速やかな対応が可能となるよう活用するとともに、新たな協定の締結を推進するなど、その調達体制の充実に努める。

家庭・事業所内備蓄

市は、市民に対し家庭内備蓄を促すとともに、事業所等における備蓄についても協力を要請する。

・ 市民に対する家庭内備蓄の指導

最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話の充電器等）の確保に努めるものとする。

・ 事業所に対する備蓄の指導

災害の発生に備え、市内の事業所等における食料、飲料水、生活必需品等の備蓄についてできる限りの協力を要請する。

・ 愛護動物を飼育している市民に対する家庭内備蓄の指導

3日分のペットフード、ペットシート等の備蓄に努めるものとする。

(3) 公的備蓄について

ア 整備基準

公的備蓄品については、「郡山市非常用備蓄品に関する整備基準」において、その備蓄する品目や数量について定めている。

(ア) 品目

本市及び他の地域で発生した災害を参考に、被災者及び作業従事者を対象として次のものを挙げている。また、長期間の保存や省スペースでの保管についても考慮することとしている。

- a 食料…………… 主食的な食糧及び飲料水
- b 生活必需品…………… 寝具類、環境用品及び衛生用品
- c 応急資機材…………… 避難所運営資機材

品目は社会情勢の変化に応じて見直しがされている。令和4年4月1日付けの改正では、それまで基準として定めていなかったミルクや飲料水のほか、感染症対策としてアルコール類、マスク、避難所換気用のサーキュレーター、飛沫感染予防のパーテーションやダンボールベッドなどが盛り込まれている。

(イ) 数量

本市において発生した水害時の避難者数を基に、本庁管内及び行政センター管内での分散備蓄を勘案し、必要と考えられる数量を備蓄することとしている。

想定としては、これまでの洪水災害時の最大避難者数である約5,000人が2日程度避難所で生活できる数量を目安として、別表「公的備蓄品一覧」を掲げている。

郡山市非常用備蓄品に関する整備基準別表 公的備蓄品一覧

	品 目	数量の目安	単位	備考
食料及び飲料水	アルファ米	22,500	食	
	クラッカー	22,500	食	
	ミルク	1,800	食	
	飲料水	45,000	本	
寝具類	毛布	10,000	枚	
	タオルケット	2,500	枚	
	ダンボールベッド	800	台	
	敷きマット	2,500	枚	
環境用品	パーテーション	2,500	区画	
	遠赤石油ストーブ	50	個	
	ランタン	50	個	
	ドームテント	50	張	
	ワンタッチテント	50	張	
	スリッパ	2,500	個	
	ラジオ	50	台	
	防災伝言シート	50	枚	
扇風機	100	台		
衛生用品	医薬品セット	50	組	
	ウェットティッシュ	2,500	パック	
	マスク (大人用)	30,000	枚	

	品目	数量の目安	単位	備考	
衛生用品	マスク（こども用）	1,200	枚		
	手指等消毒液	100	個	感染症対策	
	ゴミ袋	2,500	枚		
	紙おむつ 子供用	15,000	枚		
	紙おむつ 大人用	10,000	枚		
	生理用品	5,000	枚		
	段ボールトイレ	2,500	個		
	簡易トイレ	5	個		
	トイレ用テント	100	張		
	トイレ用ペーパー	2,500	ロール		
	体温計	200	個	感染症対策	
	防護服	50	着	感染症対策	
	避難所運営 資機材	発電機	20	台	
		折畳みリヤカー	18	台	
担架		20	台		
ブルーシート		1,000	枚	6 畳、8 畳、12 畳	
投光器セット（組）		20	組		
コードリール（台）		50	台		
メガホン		20	個		
給水袋		50	枚		

イ 管理

本市が保管又は確保する非常用備蓄品の管理及び活用に関しては「郡山市非常用備蓄品管理要綱」（以下、「管理要綱」という。）にて必要な事項を定めている。

（ア） 分散備蓄

公的備蓄品は、本庁管内及び行政センター管内の地区別にそれぞれ下記の保管場所にて分散して備蓄することとなっている。

災害が発生し、避難所が開設されると、地区ごとの最寄りの保管場所から備蓄品を搬出し、避難所へ搬入することとなる。

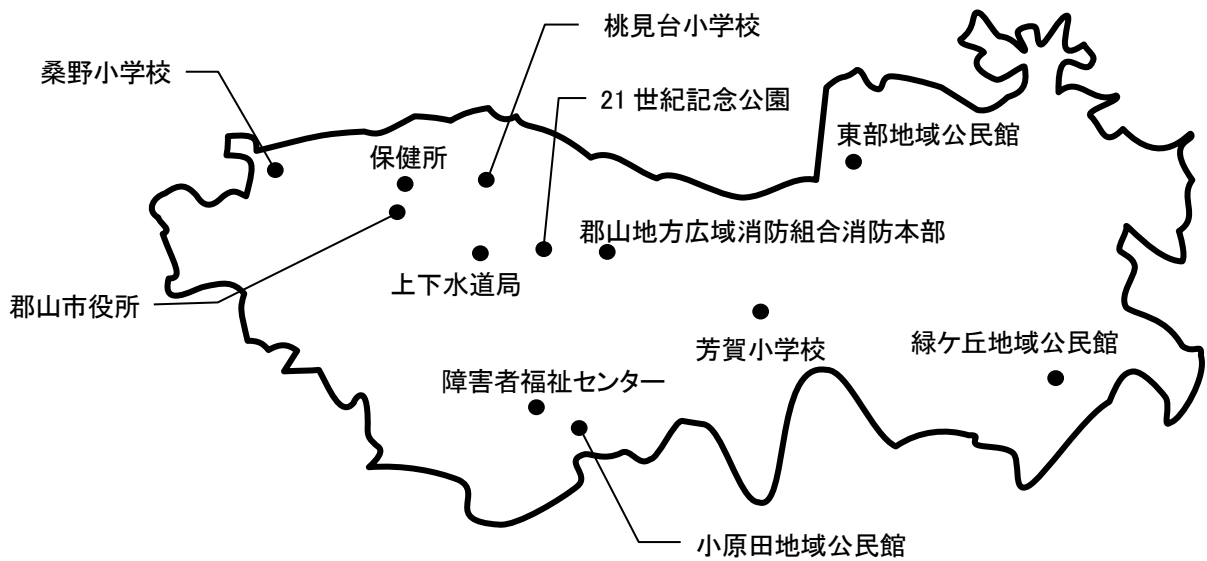
郡山市非常用備蓄品管理要綱 別表

地区	保管場所
本庁管内	郡山市役所、21世紀記念公園、富田公民館町内分室、郡山地方広域消防組合消防本部、上下水道局、障害者福祉センター、桃見台小学校、桑野小学校、芳賀小学校、御代田小学校、三和小学校、緑ヶ丘地域公民館、東部地域公民館、保健所、小原田地域公民館、柴宮小学校
行政センター管内	富田行政センター、大槻行政センター、安積行政センター、三穂田行政センター、逢瀬行政センター、片平行政センター、喜久田行政センター、日和田行政センター、富久山行政センター、湖南行政センター、熱海行政センター、田村行政センター、西田行政センター、中田行政センター

備蓄品倉庫等配置図



旧郡山地区拡大図



(イ) 管理簿による記録

防災危機管理課長及び行政センター所長は、それぞれ所管する備蓄品に関し、管理要綱に定める「郡山市非常用備蓄品管理簿・受払簿」（以下、「受払簿」という。）にて、受入れ、分散備蓄又は支給といった、備蓄品の異動を記録することで、備蓄品の残数量などの現状を常に把握することとなっている。

受払簿への記載状況

別紙様式（第5条関係）
郡山市非常用備蓄品管理簿・受払簿

所属名	防災危機管理課	
保管場所名	市役所(旧印刷所・タイヤ倉庫・陸上競技場・桑野倉庫)	
品名	主食(アルファ米・クラッカー)	

(単位:食)

受入、支給、分散備蓄の年月日	受入数量	分散備蓄数量	支給数量	残数量	受入、支給、分散備蓄の事由	賞味期限等	備考
R3. 4. 1				250	旧印刷所	2022. 6	アルファ米(わかめ)
				100	旧印刷所	2021. 10月	アルファ米(白米)
				100	旧印刷所	2022. 5	アルファ米(わかめ)
				50	旧印刷所	2022. 5	アルファ米(きのこ)
				910	旧印刷所	2022. 3	クラッカー
				250	旧印刷所	2023. 7	アルファ米(きのこ)
				100	旧印刷所	2025. 8	アルファ米(ドライカレー)
				100	旧印刷所	2024. 2	アルファ米(ひじき)
				1610	旧印刷所	2023. 4	クラッカー
				210	旧印刷所	2025. 9	クラッカー
				900	陸上競技場	2027. 5	アルファ米(梅じやこ)
				400	陸上競技場	2027. 4	アルファ米(五目)
				150	陸上競技場	2025. 3	アルファ米(白米)
				800	陸上競技場	2025. 8	アルファ米(ドライカレー)
				1470	陸上競技場	2024. 4	クラッカー
				5110	陸上競技場	2025. 9	クラッカー
R3. 8. 20			100		啓発等	2021. 10月	アルファ米(白米)
R3. 10. 30	1120				陸上競技場	2027. 1	クラッカー
R4. 1. 30	550				陸上競技場	2027. 4	アルファ米(わかめ)
R4. 3. 9			910		小学校へ啓発のため配布	2022. 3	クラッカー
R4. 4. 1				250	旧印刷所	2022. 6	アルファ米(わかめ)
				100	旧印刷所	2022. 5	アルファ米(わかめ)
				50	旧印刷所	2022. 5	アルファ米(きのこ)
				250	旧印刷所	2023. 7	アルファ米(きのこ)
				100	旧印刷所	2025. 8	アルファ米(ドライカレー)
				100	旧印刷所	2024. 2	アルファ米(ひじき)
				1610	旧印刷所	2023. 4	クラッカー

受払簿を確認したところ、備蓄品の異動の記録が、アルファ米や飲料水の一部を除いてされておらず、定期的に残数量を確認した結果のみ記載しており、本来と異なる運用がされていた。

また、主食や飲料水以外の備蓄品に関しては、別に「備蓄品配備一覧」を作成して残数量の確認のみ行い、受払簿へ記録はしていなかった。

(ウ) 施設における保管状況

a 備蓄現数

各備蓄品保管施設において保管している備蓄品は次のとおりである。

公的備蓄の整備状況

備蓄品名 配置場所		食料及び飲料水							寝具類			
		アルファ米 (食)	クラッカー (食)	お か ゆ (食)	ミ ル ク		飲 料 水		毛 布 (枚)	タ オ ル ケ ッ ト (枚)	段 ボ ー ル ベ ッ ド (台)	敷 マ ッ ト (枚)
					粉ミルク (缶)	液体ミルク (缶)	500ml (本)	2L (本)				
本 庁 所 管 施 設	市 役 所	3,000	8,400	3,150	16	384	24,062		595	480	78	135
	21世紀記念公園								203			60
	富田公民館町内分室	200	210						500			300
	消 防 本 部	100	350						100			
	上 下 水 道 局								60			160
	障害者福祉センター	150	350						80			50
	桃見台小学校		280				24		200		10	
	桑野小学校		350				24		85		10	
	芳賀小学校		560				48	30	299		13	
	御代田小学校	300	560				72		340	80	15	
	三和小学校		70				24		225		6	
	緑ヶ丘地域公民館		420						30		5	
	東部地域公民館		560						40			
	保 健 所										5	
	小原田地域公民館	100	350						90			
柴宮小学校		210						80				
行 政 セ ン タ ー 管 内	富田行政センター											
	大槻行政センター	100	140					270	200			200
	安積行政センター	1,800	1,820				1,680		880		2	40
	三穂田行政センター	150	140						263			42
	逢瀬行政センター	250	70				336		85		12	
	片平行政センター	150	140						120			30
	喜久田行政センター	700	210				312		189	40	4	10
	日和田行政センター	700	980					24	310	20	10	50
	富久山行政センター	2,100	840				48		1,050		30	300
	湖南行政センター	300	140						110		16	48
	熱海行政センター	250	350				312	78	80	100	8	30
田村行政センター	1,800	1,470				96		730	40	20	190	
西田行政センター	350	210				120		350	60	2	50	
中田行政センター	100	70						285	60	17	75	
要 網 外 16 施 設	3,750	2,590				7,464		4,755	1,014	552	39	
全 体 計	16,350	21,840	3,150	16	384	34,622	402	12,334	1,894	815	1,809	

公的備蓄の整備状況

備蓄品名 配置場所		環境用品										
		パーテーション (個) (箱)		パーテーション		ストーブ (台)	ランタン (個)	ド ー ム テ ント (張)	スリッパ (組)	ラ ジ オ (台)	防 災 伝 言 シ ー ト (枚)	扇 風 機 (台)
				4区画 (個)	ブライバ シー保護 (個)							
本 庁 所 管 施 設	市 役 所	294	10	25	124	4	22	9	150	11	45	41
	21世紀記念公園							44				
	富田公民館町内分室	10						20				
	消 防 本 部											
	上 下 水 道 局	9										
	障害者福祉センター	21						18				
	桃見台小学校											
	桑野小学校											
	芳賀小学校	11										
	御代田小学校	27		2								2
	三和小学校											
	緑ヶ丘地域公民館											
	東部地域公民館	5										
	保 健 所		1									
	小原田地域公民館											
	柴宮小学校	10										
行 政 セ ン タ ー 管 内	富田行政センター											
	大槻行政センター							30		1		
	安積行政センター							22		2		
	三穂田行政センター							10		2		
	逢瀬行政センター	96						10				2
	片平行政センター							10		2		
	喜久田行政センター	18	5							2		2
	日和田行政センター	15						10				2
	富久山行政センター	10		2				16				
	湖南行政センター	8						10		2		
要 綱 外 16 施 設	熱海行政センター	70		2				4		2		2
	田村行政センター	22		2				20				2
	西田行政センター	70		2				10		2		2
	中田行政センター	35		2				8				2
要綱外16施設	754		20								38	
全 体 計	1,485	16	57	124	4	22	251	150	26	45	95	

公的備蓄の整備状況

備蓄品名 配置場所		衛生用品										
		医薬品 セット (組)	ウェット ティッシュ パック	マ ス ク		手 消 毒 液 (個)	ご み 袋 (枚)	紙 お む つ		生 理 用 品 (枚)	段ボール トイ (個)	簡 易 トイ (個)
				大人用 (枚)	こども用 (枚)			子供用 (枚)	大人用 (枚)			
本 庁 所 管 施 設	市 役 所	18	732	53,602	1,344	1,269	2,000			10,446	66	5
	21世紀記念公園										265	
	富田公民館町内分室										100	
	消 防 本 部		151					600	96		29	
	上 下 水 道 局											
	障害者福祉センター										300	
	桃見台小学校											
	桑野小学校											
	芳賀小学校							492	112		180	
	御代田小学校											
	三和小学校										10	
	緑ヶ丘地域公民館											
	東部地域公民館											
	保 健 所											
	小原田地域公民館											
	柴宮小学校											
行 政 セ ン タ ー 管 内	富田行政センター											
	大槻行政センター							1,356	290		196	
	安積行政センター							132	176		265	
	三穂田行政センター		224					1,110	288		101	
	逢瀬行政センター		39	200				980	192		101	
	片平行政センター		24								98	
	喜久田行政センター		148								89	
	日和田行政センター		25					1,936	358		92	
	富久山行政センター		48	9,600					504		406	
	湖南行政センター		24					1,080	192		92	
熱海行政センター	熱海行政センター		240					1,080	192		50	1
	田村行政センター		100					1,080	192		250	
	西田行政センター		24	1,700		5		2,160	390		100	
	中田行政センター		148				200	270	192		98	
要 綱 外 16 施 設				1,000							177	
全 体 計		18	1,927	66,102	1,344	1,274	2,200	12,276	3,174	10,446	3,065	6

公的備蓄の整備状況

備蓄品名 配置場所		衛生用品					避難所運営資機材						
		トイレ紙		体温計 (個)	防護服 (着)	発電機 (台)	折畳み リヤカー (台)	担架 (台)	ブルー シート (枚)	投光機 セット (組)	コード ロール (台)	メガホン (個)	給水袋 (枚)
		(ロール)	(箱)										
本 庁 所 管 施 設	市役所		3		55	10			606	9	10	10	
	21世紀記念公園						4	5				25	2,057
	富田公民館町内分室												
	消防本部							6	49				
	上下水道局												
	障害者福祉センター												
	桃見台小学校												
	桑野小学校												
	芳賀小学校										2		
	御代田小学校												
	三和小学校												
	緑ヶ丘地域公民館												
	東部地域公民館												
	保健所												
	小原田地域公民館												
	柴宮小学校									10			
行 政 セ ン タ ー 管 内	富田行政センター					1				1			
	大槻行政センター					1	1		17	1			
	安積行政センター					1	1	12	50				
	三穂田行政センター					1	1	1	50	2			
	逢瀬行政センター					1	2	1	20	1			
	片平行政センター					2	1	3	20	1			
	喜久田行政センター					1			4				
	日和田行政センター					3	2			1			
	富久山行政センター					1	1	3	90	1			
	湖南行政センター					1	1	1	20	1			
熱海行政センター					1	1		20	1				
田村行政センター					2	1	2		1				
西田行政センター			2		1	1		20	1				
中田行政センター					2	1	1	70	1			50	
要綱外16施設	120									9		1,000	
全体計	120	3	2	55	29	18	35	1,046	22	21	35	3,107	

これら公的備蓄の備蓄現数を前出の「郡山市非常用備蓄品に関する整備基準」で定める数量と比べたところ、次のとおり乖離があるものが散見された。

品目		基準数	備蓄現数
ストーブ	(台)	50	4
スリッパ	(組)	2,500	150
医薬品セット	(組)	50	18
手指消毒液	(個)	100	1,274
トイレットペーパー	(ロール)	2,500	156

b 実査

本庁管内で最も多種多数の備蓄品を保管している郡山市役所（開成山陸上競技場備蓄品倉庫及び本庁舎北備蓄品倉庫）での実際の保管状況を確認した。指摘すべき事項等については後述する。

開成山陸上競技場備蓄品倉庫



監査委員による聴取



飲料水の保管状況

本庁舎北備蓄品倉庫



消毒用アルコールの保管状況



監査委員による聴取

(4) 流通備蓄について

流通備蓄は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、被災者に対して迅速かつ円滑に物資又は施設の提供を行うため、民間の流通事業者等から物資を調達し、災害時に必要とされる応急物資を確保するものである。

現在の状況は次のとおりであるが、近年は、食料品、日用品といった従来からある調達物資だけでなく、空気清浄機、発電機、電気自動車による避難所の給電といった環境用品や避難所運営資機材を流通備蓄として供与を受ける協定を結ぶなど、社会情勢の変化に応じて流通備蓄を充実させている。

また、毎年度当初に協定を締結した事業者等と事務担当者の確認を行うなど、災害発生に備えて、定期的な情報交換を実施している。

流通備蓄に関する協定一覧（令和4年11月現在）

事業所名	締結年月日	調達物資等品目
郡山トラックセンター事業協同組合	平成11年2月1日	救援物資等の緊急・救援輸送等
社団法人福島県トラック協会郡山支部	平成12年3月2日	救援物資等の緊急・救援輸送等
株式会社ヨークベニマル	平成17年12月1日	食料品、日用品、衣料品
イオンリテール株式会社イオン郡山フェスタ店	平成18年5月31日	食料品、日用品、衣料品
NPO法人コメリ災害対策センター	平成18年8月2日	日用品、衣料品
郡山市総合地方卸売市場組合	平成18年8月22日	食料品
ダイドードリンコ株式会社東北営業部	平成18年12月19日	飲料
財団法人福島県エルピーガス協会郡山支部	平成20年4月7日	ガス、ガス機器
株式会社伊藤園	平成25年12月13日	飲料
株式会社ダイユーエイト	平成25年12月17日	日用品、資機材
株式会社デンコードー 株式会社日和田ショッピングモール	平成28年8月4日	日用品
株式会社アルペン 株式会社日和田ショッピングモール	平成28年8月4日	日用品

事業所名	締結年月日	調達物資等品目
株式会社ホットマン 株式会社日和田ショッピングモール	平成28年8月4日	日用品
株式会社ユニクロ 株式会社日和田ショッピングモール	平成28年8月4日	日用品
神田産業株式会社	平成28年10月24日	段ボール製品
福島県石油業協同組合郡山支部	平成29年2月9日	石油製品
株式会社ミツウロコ郡山工場	平成29年2月9日	練炭、豆炭
株式会社商工給食	平成29年2月9日	弁当
郡山食品工業団地協同組合	平成29年2月9日	弁当
株式会社東邦フードサービス	平成29年2月9日	米穀類
福島さくら農業協同組合	平成29年2月9日	生鮮食品
ユニ・チャーム株式会社	平成29年11月16日	衛生用品
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 郡山支店	平成29年12月25日	飲料
東北アルフレッサ株式会社	令和2年7月14日	医薬品
福島日産自動車株式会社 日産プリンス福島販売株式会社 日産自動車株式会社	令和2年9月30日	電気自動車 (避難所給電)
イオンタウン株式会社 マックスバリュ南東北株式会社 イオン東北株式会社	令和3年9月1日	食料品、日用品、 衣料品
西尾レントオール株式会社 株式会社レントオール福島	令和3年10月6日	発電機、 移動式トイレ
株式会社東洋技研	令和3年10月15日	空気清浄機

(5) 家庭内備蓄について

災害時に備えた家庭内での防災対策や心構えについて、令和3年5月に全戸配布した「わが家の防災ハンドブック」にまとめ、非常用持出品とともに、最低3日分、推奨1週間分の家庭内備蓄品の準備を市民向けに啓発している。また、ウェブサイトや市民向けに出張して行う「市政きらめき出前講座」など、機会あるごとに災害に対する意識を高める広報啓発活動が行われている。

わが家の防災ハンドブック「家庭防災の基本」

わが家の防災ハンドブック 保存版

自分と家族の安全を守る
～いつもの備え、いざ！行動～

緊急時の連絡先

火事・救急 119番	警察 110番	災害用伝言ダイヤル 171番
防災・避難所開設情報等	防災危機管理課	924-2161
道路の渋滞、冠水、除雪、土のう関係	道路維持課	924-2301
河川の溢れ、護岸の崩壊	河川課	924-2701
下水道の溢れ	下水道課	932-7663
水道の断水、濁り水	水道施設課	平日:932-7642 休日:932-5236
農作物の被害	農産産物課	924-3761
農道の被害	農地課	924-3921
林道の被害	林業推進課	924-2231
大規模災害時専用電話	災害対応本部	924-2999
火災・盗犯・窃盗のテレホンサービス	郡山市地方広域消防組合	933-4000
停電、電柱・電線の被害	東電電力ネットワークコールセンター	0120-175-366
ガス漏れ、メーターの損傷等	(一社)LPガス安全郡山支部	943-8585
	東ガス(株)旭岡支社	932-3333

郡山市

家庭防災の基本

非常用持出品・備蓄品の準備について

大規模な災害が発生すると、多くの人が負傷し、家にも大きな被害が発生します。いつ起るかわからない災害に備え、日頃から各家庭でも食料品や生活必需品の準備をしておきましょう。また、避難場所等で過ごす場合に備え、新型コロナウイルス感染症拡大防止等を踏まえた感染症対策用品も忘れずに準備しておきましょう。

非常用持出品チェックシート

避難するときには必ず持ち出さなければならない品です。リュックに入っておき、玄関など持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

<input type="checkbox"/> 非常食 (乾パン・チョコレートなど)	<input type="checkbox"/> 飲料水
<input type="checkbox"/> メガネ (コンタクトレンズ)	<input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器
<input type="checkbox"/> 懐中電灯 (予備の電池、電球)	<input type="checkbox"/> マスク・消毒液・体温計
<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 救急用品 (絆創膏・絆創膏など)
<input type="checkbox"/> 寝具 (かっぱ・折りたたみ傘)	<input type="checkbox"/> 衣服 (下着・靴下など)
<input type="checkbox"/> 貴重品類 (現金・通帳・印鑑など)	<input type="checkbox"/> 健康保険証 (または保険証のコピー)
<input type="checkbox"/> ティッシュ・ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/> ビニール袋

非常用備蓄品チェックシート

災害復旧までの数日間を生活するためのものです。可能であれば1週間分、少なくとも3日間を目安に準備しましょう。

<input type="checkbox"/> 食料 (アルファ米・レトルト食品など)	<input type="checkbox"/> 水 (1人あたり1日3L)
<input type="checkbox"/> 毛布・寝袋など	<input type="checkbox"/> 洗面用具 (シャンプー・歯ブラシなど)
<input type="checkbox"/> 簡易食器 (割りばし・紙コップ・紙皿など)	<input type="checkbox"/> 工具 (バール・スコップなど)
<input type="checkbox"/> 衣類 (防寒着など)	<input type="checkbox"/> 卓上コンロ・ガスボンベ
<input type="checkbox"/> 簡易トイレ・トイレットペーパー	<input type="checkbox"/> 生理用品
<input type="checkbox"/> ブルーシート・新聞紙	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
<input type="checkbox"/> 乳幼児用品 (ミルク・おむつなど)	<input type="checkbox"/> 発電機・ガソリン携行缶

非常用備蓄品チェックシート

災害復旧までの数日間を生活するためのものです。可能であれば1週間分、少なくとも3日間を目安に準備しましょう。

<input type="checkbox"/> 食料 (アルファ米・レトルト食品など)	<input type="checkbox"/> 水 (1人あたり1日3L)
<input type="checkbox"/> 毛布・寝袋など	<input type="checkbox"/> 洗面用具 (シャンプー・歯ブラシなど)
<input type="checkbox"/> 簡易食器 (割りばし・紙コップ・紙皿など)	<input type="checkbox"/> 工具 (バール・スコップなど)
<input type="checkbox"/> 衣類 (防寒着など)	<input type="checkbox"/> 卓上コンロ・ガスボンベ
<input type="checkbox"/> 簡易トイレ・トイレットペーパー	<input type="checkbox"/> 生理用品
<input type="checkbox"/> ブルーシート・新聞紙	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
<input type="checkbox"/> 乳幼児用品 (ミルク・おむつなど)	<input type="checkbox"/> 発電機・ガソリン携行缶

6

2 改善又は検討を要する事項（指摘事項）

（1）消毒用アルコールについて

消防法の規制数量を超えてアルコール類を備蓄していた。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、不特定多数の人々が利用する公共施設の出入口などに、手指消毒用のアルコールが常備されるなど、その予防に用いられるようになった。

災害発生時の避難所運営においても、感染症対策は欠かせないものであり、できるだけ密を避ける取組とともに、マスク、体温計などの衛生用品とともに公的備蓄品に選定している。

今般の実査において、手指用消毒液として備蓄している消毒用アルコールの種類や数量を調査したところ、消防法で危険物として規制されているアルコール類が、規制の数量を超えて備蓄されていることを確認した。

については、消防法上の安全基準を満たすよう、至急、備蓄の適正化を図るとともに、効率的な備蓄や非アルコール消毒への代替などについても併せて検討されたい。

保管を確認した消毒用アルコール

・アルコールA（手指用 エタノール濃度：79.0vo1%）10×10本×41箱	4100
・アルコールB（手指用 エタノール濃度：76.9～81.4vo1%）50×4本×4箱	800
・アルコールC（清拭用 アルコールの濃度：75%）15kg×4缶（180／缶）	720
	計5620

危険物第四類・アルコール類

アルコール濃度（重量%）が60%以上の水溶液（体積%67度以上が相当）

800未満……………届出義務なし

800以上……………消防署長に届出

4000以上……………消防管理者へ申請

（2）管理関係書類の整備について

受払簿への記載が適切にされていなかった。

備蓄品は災害発生に備え、適正に管理されるべきものであるが、受払簿に記載されるべき備蓄品の異動の記録が、アルファ米や飲料水の一部を除いてなされておらず、備蓄品の残数量などの現状を把握できる状態となっていなかった。

これは、備蓄品の種類が増加したことや、同じ品名であっても消費期限や規格が異なるものがあることなどにより、本来1枚の受払簿に1品名の記録をするところ、1枚の受払簿に複数品名分の記録をすることで残数量を確認することが困難になり、結果、定期的に確認した残数量を記載する運用となっていたものである。

今後は、備蓄品の受入、支給、分散備蓄などの異動情報や賞味期限等の付加情報といった既存の情報に加え、規格などの属性情報を適宜追加した上でデータベース管理を行うことにより、適切な備蓄品管理につなげられたい。

なお、備蓄品の入出庫や在庫管理にあたっては、市販の在庫管理アプリケーションを利用している自治体もあることから、ICTを活用した効率的な運用について調査研究されたい。

第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて意見を次のとおり提出する。

1 備蓄計画と備蓄現数について

防災計画においては、公的備蓄について、「郡山市非常用備蓄品に関する整備基準」に基づき、計画的に行うこととされているが、計画と現に備蓄されている数量に大きな乖離がある品目が散見された。

公的備蓄は、被災直後に不足する食料や生活必需品を、流通備蓄により調達可能となるまでのおよそ2日間補う現物備蓄であり、必要最低限の数量を計画として定めているものであるため、早期に充足するよう対処されたい。

2 備蓄施設の管理について

(1) 棚の整備

実査を行った備蓄品倉庫においては、備蓄品が倉庫内に敷かれたパレット上に箱積みされた状態となっている。限られた収納スペースを有効活用するとともに、消費期限が迫った食品など、任意の備蓄品の確認及び搬出が容易となるよう、棚の整備をはじめとした在庫管理の手法を研究し、効率的な搬入搬出の仕組みの確立を検討されたい。

(2) 非常用照明器具の整備

災害はいつ発生するか予想することができず、ひとたび災害が発生した場合、停電を伴った夜間の搬出作業となることも想定される。

このことから、備蓄品倉庫の出入口付近に、懐中電灯やランタンなどの非常用照明器具を常備するとともに、夜間停電時の作業手順を再確認するなど、昼夜を問わない搬出に備えられたい。

(3) 案内板や配置図の整備

備蓄品倉庫内において、備蓄品の種類を示す案内板や配置図の整備がされておらず、防災危機管理課の担当職員が搬出時に帯同していなければ、目的とする備蓄品の判別に時間を要する状態にあった。

災害発生直後の混乱した状況下において、必ずしも防災危機管理課の職員が備蓄施設に常駐できるとは限らず、避難所設置のために他の職員等が従事しても円滑に備蓄品の搬出ができるよう、視認性の高い案内板や配置図を整備されたい。

また、配置図については、避難所開設・運営マニュアル等においても掲載し、非常時に備えられたい。

3 危険物の取扱いについて

今回の監査において指摘したとおり、危険物として消防法の規制がある「第四類・アルコール類」に相当する消毒用アルコールが応急物資の備蓄品として大量に保管されていることが判明した。

消毒用アルコールは、新型コロナウイルス感染症対策として、本市が運営に関わる多くの施設においても手指の消毒に用いられており、応急物資の備蓄以外の目的としても相当

数の保管が予想され、今回の指摘と同様に見過ごされているものがないか憂慮される
ところである。

したがって、本市が運営に関わる全ての施設においてアルコール類をはじめとした危険物の総点検を実施し、万全な管理を望むものである。

また、必要に応じて火気注意の表示や消火器の適切な設置などの対応も講じられたい。